

平成30年4月以降の質疑の取扱いについて

1. 質疑の回答については、電子入札システム上で行います。

公告、指名通知書、見積依頼通知書に記載した設計図書に関する質疑の回答日時を過ぎましたら確認してください。他の参加業者からの質疑もありますので必ず確認してください。

マニュアル

《静岡県共同利用電子入札システムのポータルサイト>公共工事・委託業務の電子入札についてのご案内>ダウンロード>第19章 説明要求》

2. 質疑の提出については、電子入札システム上で行います。

公告、指名通知書、見積依頼通知書に記載した設計図書に関する質疑の受付期間に電子入札システムの説明要求から行ってください。

マニュアル

《静岡県共同利用電子入札システムのポータルサイト>公共工事・委託業務の電子入札についてのご案内>ダウンロード>第19章 説明要求》

3. アナウンス機能について

質疑を回答するときは入札参加業者の登録されているメールアドレスへアナウンス機能を使い連絡しますのでご利用ください。その際、送信元のアドレスは「sender@supercals.jp」となります。

機能説明

《静岡県共同利用電子入札システムのポータルサイトトップページ>重要なお知らせ>平成30年4月9日(月)より「静岡県共同利用電子入札システム」が更新されます。【重要】>平成30年度からのシステムの変更点について》

4. メールアドレスの登録・変更について

アナウンス機能で送付されるメールアドレスの登録・変更については静岡県共同利用電子入札ポータルサイトの利用者登録から行ってください。

マニュアル

《静岡県共同利用電子入札システムのポータルサイト>公共工事・委託業務の電子入札についてのご案内>ダウンロード>第18章 利用者登録》

5. 質疑の受付期間について

受付期間の日時を過ぎた質疑は受付出来ません。公告、指名通知書、見積依頼通知書に記載した設計図書に関する質疑の受付期間をご確認ください。